

フロントスタッフ閲覧用

補助犬受け入れマニュアル〈事業者編〉

補助犬同伴のお客様への応対

盲導犬／聴導犬／介助犬

2003年10月より身体障害者補助犬法が施行され、

全ての施設で同伴を拒んではならなくなりました。

身体障害者補助犬(以下補助犬)とは

盲導犬、聴導犬、介助犬の総称です。

補助犬について何かわからないことがあれば、

遠慮なくその使用者にお尋ねください。

補助犬同伴を拒むことは

使用者である障害者を拒むことと同じです。

まずは受け入れを……、

補助犬受け入れは障害者の社会参加への理解の問題です。

補助犬同伴受け入れについての

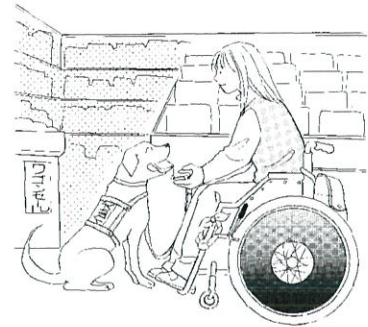
積極的なご理解とご協力をお願いします。



1. はじめに 身体障害者補助犬使用者の立場から	04
2. このマニュアルの目的	05
3. 身体障害者補助犬とは	06
(1) 身体障害者補助犬の種類 盲導犬／聴導犬／介助犬	06
(2) 補助犬の目印一表示	07
4. 補助犬を受け入れるために	08
(1) ふつうのペットとの区別	08
(2) 全従業員への受け入れ体制の徹底	08
5. 補助犬使用者への対応	10
(1) 盲導犬使用者・視覚障害者への対応	10
(2) 聴導犬使用者・聴覚障害者への対応	11
(3) 介助犬使用者・肢体不自由者への対応	11
(4) 補助犬との接し方	12
(5) 補助犬を同伴できない場所	12
6. 事業者別受け入れ体制	13
(1) 飲食店	13
(2) 商店（百貨店・スーパーマーケット・ コンビニエンスストア・個人商店など）	14
(3) 宿泊施設	14
(4) 温泉・銭湯	15
(5) レジャー施設	15
(6) スポーツ施設	16
(7) 動物園・水族館	17
(8) 映画館・劇場	17
(9) 美容院・理容室	18
REPORT／補助犬受け入れ 取り組みの実際	19

7. トラブルとその対処	21
(1) ほかのお客様とのトラブルを防ぐために	21
(2) もしも、補助犬による迷惑行為等があったら	22
(3) トラブルの相談窓口	23
8. 資料	24
(1) 補助犬の安全性	24
(2) 身体障害者補助犬法	25
(3) 同施行令	29
(4) 補助犬表示方法	34
9. おわりに	35

事業者における補助犬受け入れマニュアル作成委員会 委員名簿	36
--	----



イラスト/たなかしんこ

©日本介助犬アカデミー 2003

本書の内容の一部または全部を無断で複製複製(コピー)することを禁じます。

補助犬受け入れマニュアル〈事業者編〉

補助犬同伴のお客様への対応

盲導犬／聴導犬／介助犬

1. はじめに

身体障害者補助犬使用者の立場から

「まずは補助犬の受け入れを —それが最大のバリアフリー—」

事業者における補助犬受け入れマニュアル作成委員会委員

全日本盲導犬使用者の会会長／清水 和行

目が見えなくても、耳が聞こえなくても、手足が不自由でも外出したい、社会との関わりをもちたい、働きたい、遊びたい、旅したい……。これはおそらくとても普通のことであり、そうしようと願い、実行することが僕たちにとっての自立だと思います。

僕たち身体障害者は自立のための手段として盲導犬、聴導犬、介助犬を選びました。犬の力を借りて犬と共に生きていくことを選択したのです。「盲導犬」は目の代わり、「聴導犬」は耳の代わり、そして「介助犬」は手足の代わりをしてくれる、いわば自助具のひとつです。そして、いつも寄り添ってともに歩いてくれるパートナーでもあります。

今回作成されたこの『身体障害者補助犬受け入れマニュアル』は、補助犬の受け入れを前提とし、各種施設が具体的にどうすればよいのかということを示す一つの指針です。しかし、ある意味このマニュアルをそれほど重く感じることはないと思うのです。

僕たち障害者にとってお店などの各種施設を利用するうえでの障壁（バリア）は、実は補助犬の存在ではないところにあるのではないのでしょうか。目の見えない者は案内板やメニューを読むことはできません。耳の聞こえない者にとって音声での呼び出しや自転車の呼び鈴は意味がありません。車椅子利用者にとって高い段差はまさに障壁ですし、広いトイレがなければ用を足すこともできないのです。このような障壁を改善することに比べれば、このマニュアルに記されていることは比較的改善しやすい内容なのです。

1957年に国産第1号の盲導犬が誕生し、盲導犬歩行が視覚障害者にとってより安全により速く快適に歩く方法であることは当初からわかっていました。それでも盲導犬使用者の障壁は盲導犬と共に自由にどこへでも行けないことにあったのです。そして、聴導犬や介助犬の使用者も今日まで似たような状況にありました。

しかし、2002年5月に身体障害者補助犬法が成立し、公共交通機関や公的施設だけでなく、2003年の10月1日からは不特定多数の人が利用する民間施設も受け入れ義務が課せられるようになりました。補助犬使用者にとって最大の障壁が、この法律によって取り払われようとしているのです。

ホテル、レストラン、商店、病院、レジャー施設などの民間施設では、お客様のニーズに応じてさまざまな営業努力をされています。僕たち補助犬使用者に対しても、同じようにお客として受け入れるためにはどのようなサービスが喜ばれるのか、それを考えていただくための資料がこのマニュアルです。施設の都合によっては、ここに書かれているすべてのことができるとは限りません。しかし、先にも書いたように受け入れていただくことが最大のバリアフリーです。できることから一つずつ取り組んでいただいでかまいません。受け入れる際にわからないことがあれば、遠慮なく補助犬使用者に声をかけてください。

事業者とお客が共により関係を作るためのヒントとして、このマニュアルをご利用いただければ幸いです。

2. このマニュアルの目的

補助犬利用者にとって、補助犬は身体の一部と同じ存在です。障害を補い、生活の一部を担い、障害者の自立と社会参加を果たしている犬です。

これまで、補助犬への理解不足などから、補助犬同伴の際の対応に戸惑ったり、受け入れを拒んだりする施設も多数ありました。けれども、補助犬の同伴を断ることは、すなわち補助犬利用者である障害者に対して施設の利用を断っていることと同じです。

2002年10月1日より身体障害者補助犬法（25ページ参照）が施行され、すべての公立施設及び公共交通機関はもとより、2003年10月から個人店舗からデパート、宿泊施設、映画館やレジャー施設など、すべての民間施設でも補助犬の同伴者の受け入れが義務づけられました。

しかし、法律によって義務づけられたとしても、「各施設での補助犬への対応」「ほかのお客様への説明」「補助犬に関する職員教育」などについてきちんと整理されなければ、社会のあらゆる施設での補助犬同伴受け入れは進まないと考えられます。

そこで、『補助犬同伴のお客様への対応』として、本マニュアルを作成しました。なお、本書では補助犬に特化した部分、及び補助犬に関わる最低限の障害者対応についてのマナーや接客方法についてまとめています。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など各障害に対応する基本的なマナーや接客方法については、ほかの資料等でご確認ください。

身体障害者補助犬法（法律第四十九号）

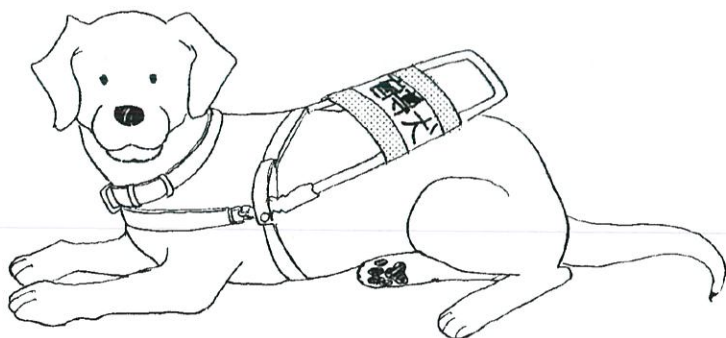
（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3. 身体障害者補助犬とは

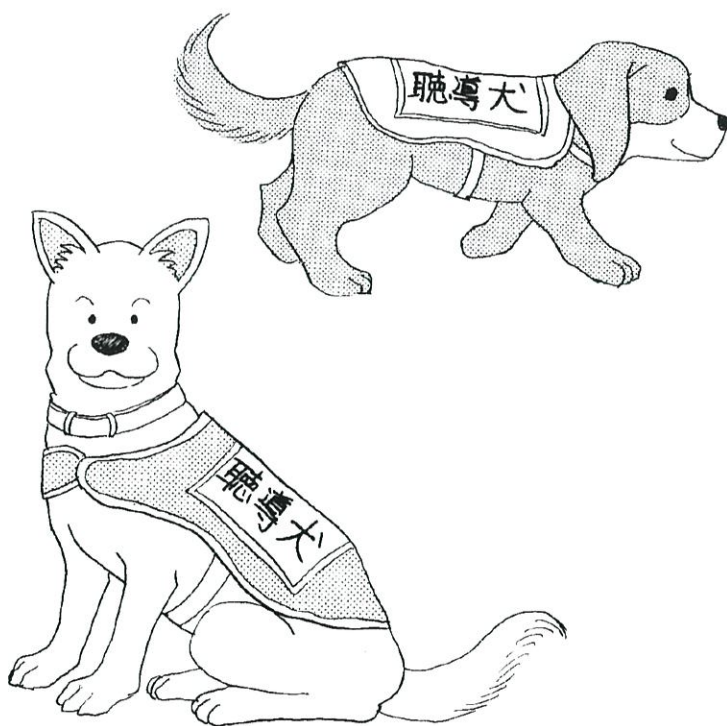
(1) 身体障害者補助犬の種類

「身体障害者補助犬」(以下、補助犬)とは、盲導犬・聴導犬・介助犬の三種類の犬の総称です。補助犬使用者にとって補助犬は体の一部と同じ存在で、障害を補い、生活の一部を担っています。補助犬それぞれの仕事内容は異なりますが、「各身体障害者の自立と社会参加を促進する」という目的は共通しています。



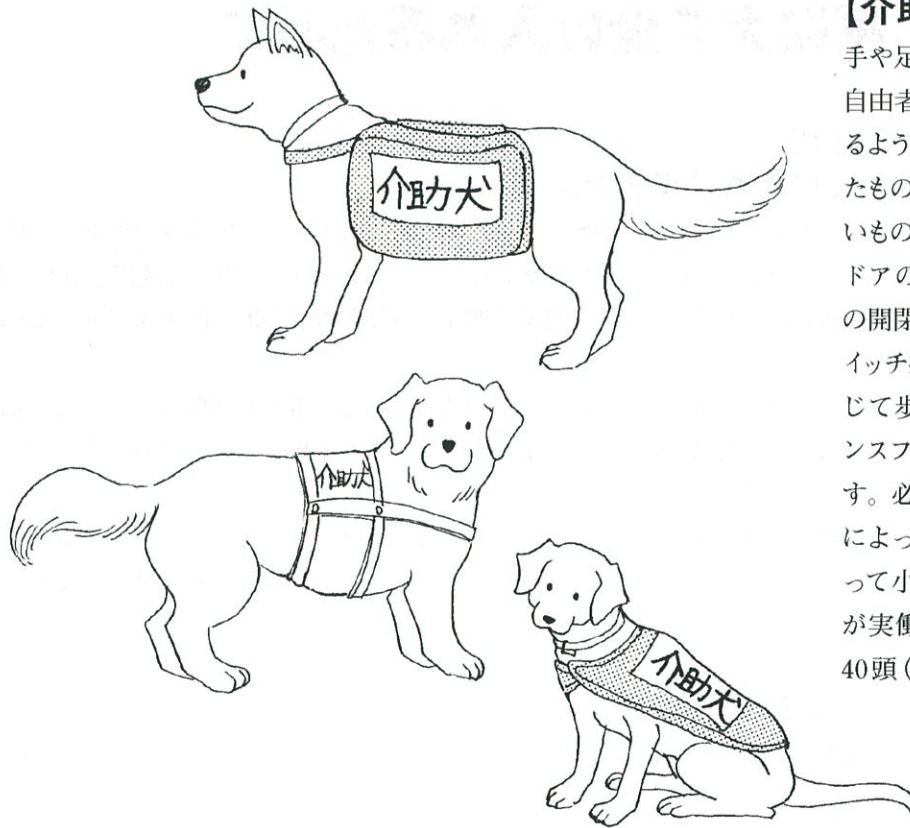
【盲導犬】

視覚障害者の歩行誘導をするために訓練を受けた犬で、視覚障害者に障害物の存在を知らせ、安全に早く歩くことの手助けをします。盲導犬の多くはレトリバー種(ラブラドル・レトリバー/ゴールデン・レトリバー)です。全国で927頭(2003年3月末現在)が実働しています。



【聴導犬】

聴覚に著しい障害がある障害者の耳の代わりとなり、室内ではファックスやドアノック、インターホンや赤ん坊の泣き声、屋外ではクラクションや自転車の呼び鈴、名前を呼ばれたことなどを知らせるように訓練されています。小型・中型犬が多いのですが、大型犬も活躍しています。犬種は、雑種や柴犬などさまざまです。実働数は約20頭(2003年9月現在)です。



【介助犬】

手や足等に障害のある人（肢体不自由者）の日常生活動作を介助するよう訓練されています。落としたものを拾って渡す、手の届かないものを持ってくる、荷物を運ぶ、ドアの開閉、冷蔵庫や引き出しの開閉と中から物の取り出す、スイッチ操作などのほか、必要に応じて歩行介助、起立や移乗（トランスファー）の補助などを行います。必要な介助は個々の使用者によって異なるため、ニーズによって小型から大型まで様々な犬が実働しています。実働数は約40頭（2003年9月現在）です。

(2) 補助犬の目印—表示

盲導犬は白または黄色のハーネス（胴輪）をしています。

聴導犬・介助犬は図1のように「介助犬」または「聴導犬」と記載された表示を犬につけています。盲導犬は道路交通法による規定が昭和53年に出されましたが、聴導犬・介助犬は身体障害者補助犬法により初めて法的位置づけをもったため、認定制度が始まったばかりです。2004年9月末日までは補助犬法の経過措置期間中なので、「暫定犬」（身体障害者補助犬法施行前に訓練された犬で補助犬法による認定は受けていないが、厚生労働省への届出を行っている実働聴導犬及び介助犬）として、図2のような表示をしてよいことになっています。

図1 様式第一号（第四条関係）

○ ○ 犬	
認定番号	
認定年月日	
犬種	
認定を行った指定法人の名称	
指定法人の住所及び連絡先	

図2 様式第五号（附則第三条関係）（表面）

身体障害者補助犬法附則第三条に基づく表示	
○ ○ 犬	
有効期限：平成十六年九月三十日	
犬種	
訓練事業者名	
訓練事業者の住所及び連絡先	

4. 補助犬を受け入れるために

(1) ふつうのペットとの区別

「認定証を確認させていただけますか？」

前述のとおり、盲導犬は白または黄色のハーネス（胴輪）が目印ですし、聴導犬・介助犬は胴着などに前ページの図1または図2のような表示をつけています。また、使用者本人には認定証（盲導犬は使用者証）の携帯が義務付けられているほか、補助犬の公衆衛生上の安全性を証明する身体障害者補助犬健康管理手帳などの健康管理記録を携帯しています。

これらの表示をすることなく、「補助犬」と称して犬同伴のお客様が施設などの利用を主張しても、法律で決められている規定の表示をしていない犬は補助犬とは認められないので、事業者側に受け入れの義務はありません。

補助犬かどうかの確認が必要な場合、事業者は使用者に認定証の提示を求めることができます。補助犬を受け入れる際に「認定証を確認させていただけますか？」と声をかけることは、補助犬使用者に対して失礼にはあたりません。

(2) 全従業員への受け入れ体制の徹底

売り場やテナント、チェーン店舗ごとに対応のばらつきのないよう、補助犬の受け入れについて徹底した従業員教育を行う必要があります。

各事業者内には「補助犬担当者」を置くことが望ましいでしょう。窓口が一本化されることで、わからないことがあったときや、万が一トラブルが発生した場合の対応も迅速になり、混乱も防げます。

■従業員教育のポイント

- * 補助犬の受け入れは、身体障害者補助犬法に則った対応であり、障害者への「当然の対応」であることの理解を徹底させること。
- * 補助犬に関する基礎知識（種類や表示、役割、安全性）を身につけること。
- * 補助犬との接し方、想定される対応（排泄場所への誘導）について検討しておくこと。
- * 接客する従業員だけでなく、事務、警備、清掃など、すべての従業員に教育を行うこと。
- * ほかのお客様への説明方法を徹底させること。

■ほかのお客様への説明のポイント

- * 補助犬法に則ったことであり、障害者の自立と社会参加のための受け入れである。
- * 補助犬は適切な健康管理と予防対策を講じられた犬であり、使用者がきちんと行動管理をしているので、迷惑をかけるようなことはない。
- * 補助犬は家を出たらいつでも仕事なので、触ったり声をかけたり気を引いたりせずそっと見守っていただきたい。
- * 迷惑がある、または犬のアレルギーがある方は、その旨を遠慮せず職員にお知らせいただきたいこと。また、何かトラブルがあればお申し出いただきたい。

■ほかのお客様への啓発の方法■

お客様に個別に説明するよりも、施設内にステッカーやポスターなどの掲示があることで、啓発に大変有効です。その際にはお客様へのご説明事項を簡潔に書くことがよいでしょう。

受け入れステッカーの一例



チラシ・ポスター例

身体障害者補助犬 (盲導犬・介助犬・聴導犬)は 同伴入店していただけます。

身体障害者補助犬は、目や耳や体に障害のある方の生活を支えるために特別に訓練された犬で、身体障害者補助犬法で認められています。噛んだり吠えたり、人に迷惑をかけることのないように、訓練されています。どうぞあたたかく見守ってください。

身体障害者補助犬に関してご不明な点がございましたら、お近くのスタッフにお問い合わせください。

※まことに恐れ入りますが、ペット動物の同伴入店は、食品衛生上またはほかのお客様の迷惑にもなりますので、ご遠慮いただいております。

5. 補助犬使用者への対応

まずは声かけから — 「何かお手伝いすることはございますか？」

補助犬使用者への接し方は、基本的に各障害者への対応姿勢ができていれば、それほど特別なことはありません。また逆に、補助犬がいるから使用者に何も援助をする必要がないということでもありません。

障害者への通常の対応と同じように、「何かお手伝いすることはございますか？」と声をかけてください。受け入れ側があれこれ気をまわしすぎてよけいなことをすると、かえって使用者に大きな負担をかけることになります。必要な援助内容をご本人に確認し、依頼されたことをお手伝いします。

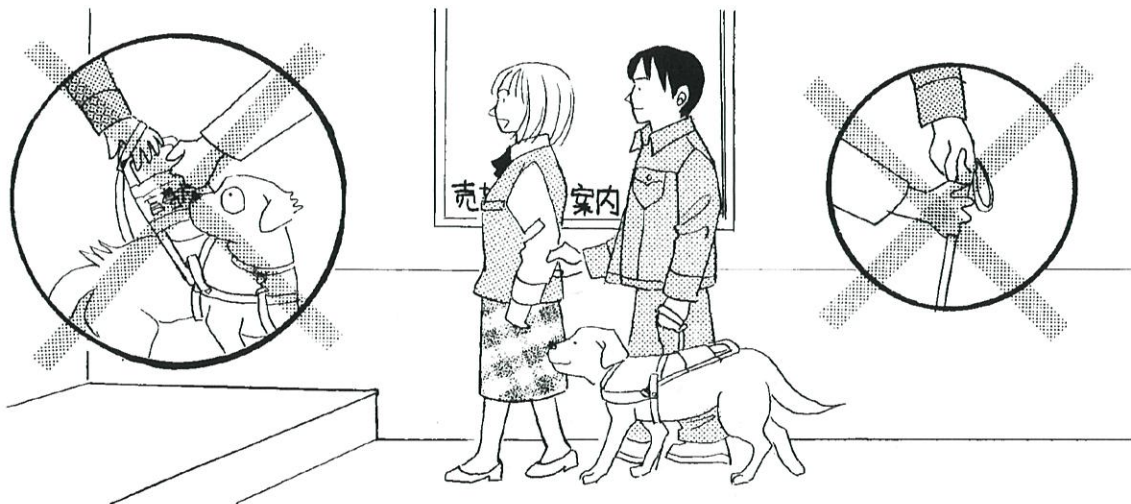
(1) 盲導犬使用者・視覚障害者への対応

盲導犬が率先して使用者の道案内をしているように見えますが、実は使用者の指示に従って誘導しています。そのため、新しい場所や知らない場所では道案内はできません。ですから、視覚障害者の方が盲導犬を連れていても、新しい場所では誘導のサポートを必要とされることがあります。お手伝いが必要かどうかは、ご本人に確認しましょう。

■視覚障害者の誘導

「お手伝いすることはございますか？」と正面から声をかけて、どのように誘導すればよいかを確認します。

介助者は視覚障害者の半歩前に立ち、肘を差し出してつかまっただるか、真後ろから声で誘導します。手を引いたり、後から押したり、ハーネスや白杖を持つ手や白杖などを引いたりしないでください。方向を伝える場合は、「あちら、こちら」といった表現は避け、視覚障害者を基点に「右」「左」というように伝えます。「段差があります」「右に曲がります」「階段です。上がります」と具体的な言葉でご案内しましょう。狭い場所を通る際はあらかじめ狭くなることを伝え、視覚障害者が後方に一列に並べるように、介助している自分の肘を後ろにまわすか、視覚障害者の手を肘から背中に移動してもらいます。狭い場所を通過したら腕を元の位置に戻します。



誘導は、リードや白杖をもたず、肘につかまってもらいます。

(2) 聴導犬使用者・聴覚障害者への対応

聴覚障害は見た目では気づきにくいのですが、聴導犬を連れていれば聴覚障害者であることが認識できます。必要に応じて館内放送の内容なども伝えるよう配慮しましょう。

■聴覚障害者との会話

サポートが必要かどうか、声をかけるときの方法には、手話、筆談、口話などがあります。口話は、正面から口をはっきりあけてゆっくり話す方法で、これによって意志の疎通がはかれる場合もあります。このとき、聴覚障害者は相手の唇の動きを読みとるので、下を向いて話したり、マスクや手で口を覆ったりすると読話できません。また、手話ができなくても、身振りや数字などを指で表すだけでもコミュニケーションの助けになります。どのような方法で伝えるのがよいかはご本人に確認しましょう。

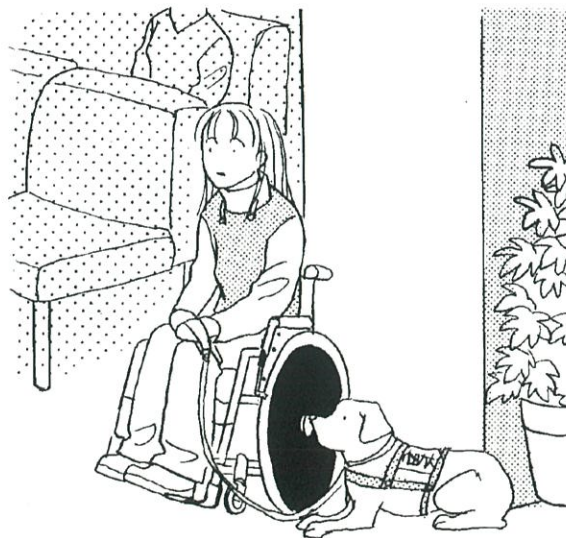


(3) 介助犬使用者・肢体不自由者への対応

エレベーターのボタンを押す、段差を越えるなど、介助犬が補助できる動作もありますが、介助犬では越えられない高い段差や、届かない場所では、介助者のサポートが必要になる場合もあります。

■肢体不自由者の誘導

誘導する際の移動の経路は段差がないところを選びます。また、トイレは車椅子専用以外にも、手すりがあり、少し広めの洋式トイレであれば、杖歩行の方や一部の車椅子利用者でもご利用いただけます。車椅子が走行する、または方向変換をするための幅が必要ですが、案内する通路が狭い場合は幅の寸法、段差がある場合はその段差の寸法を周知しておき、案内する際に、その寸法を車椅子使用者に知らせて支障がないか、判断を仰ぎましょう。迅速にご案内できるように、経路やトイレはあらかじめ確認しておきましょう。



(4) 補助犬との接し方

基本的に、補助犬に対して特別な用意は必要ありません。補助犬は常に工作中（または仕事待機中）なので、むやみに触ったり気をひいたりしないように注意しましょう。

■排泄場所への誘導

犬の排泄場所の案内を依頼された場合は、「どのような場所をご案内すればよろしいでしょうか？」と直接、使用者に尋ねましょう。排泄場所は個々に異なりますが、「土や植え込み、草」「アスファルトやコンクリート」「車椅子用トイレ（下にはペットシートを敷く）」などがよく使われます。あらかじめ、そのような場所がどこにあるか、確認しておきましょう。

誘導は口頭でご案内するか、可能であれば現地までご案内するようにしましょう。

(5) 補助犬を同伴できない場所

銭湯や旅館の大浴場や、遊園地のジェットコースターなど、さまざまな理由で、補助犬を一時的に同伴できない区域があります。その場合の使用者の選択肢は「犬を待機させる」「同伴者に犬の管理を一時的に依頼する」「その利用をあきらめる」の三つになります。

基本的には、補助犬の管理責任は使用者にあり、事業者側が犬を預かる法律的な義務はありません。しかし、事業者によっては、待機場所を設けたり、クレート（犬舎）を用意するなどした上で、補助犬同伴のお客様へのサービスの一環として、きちんと責任をもって一時預かりを行っている施設もあります。

犬の預かりや待機については、事業者側の意向や要望もきちんと伝え、使用者の判断に委ねることが望ましいでしょう。

6. 事業者別受け入れ体制

(1) 飲食店

補助犬同伴の来店に特別に身構えることはありません。座席は特別な条件はありませんが、「端のほうがよい」など個別の要望に対しては、席にご案内した後で、「子ども連れだからもっと広い席がいい」、「タバコが嫌いだから、隣でタバコを吸っているこの席ではない席に案内してほしい」と依頼されるお客様への対応と同様に捉えればよいでしょう。

■テーブルへのご案内

5. 補助犬使用者への対応の「盲導犬使用者・視覚障害者への対応」「聴導犬使用者・聴覚障害者への対応」「介助犬使用者・肢体不自由者への対応」の項を参考にしながら、テーブルへと誘導します。

■ほかのお客様への対応

犬にアレルギーがあるお客様や犬が嫌いなお客様が補助犬使用者と隣り合わせて食事をするのは、双方にとって気持ちがよいことではありません。トラブルを防ぐためにははじめにほかのお客様には補助犬使用者の方が隣席になることを伝えて了承を得ることで、お互いに快適に飲食を楽しむことができます。

<補助犬使用者の方を席にご案内するとき>

ご案内する前に、隣の席のお客様に「お隣に盲導犬（聴導犬・介助犬）をご同伴の方をご案内いたしますが、よろしいでしょうか？」と尋ねます。「犬アレルギーがあるから困るわ」などといわれた場合は、補助犬使用者の方を違う席にご案内します。

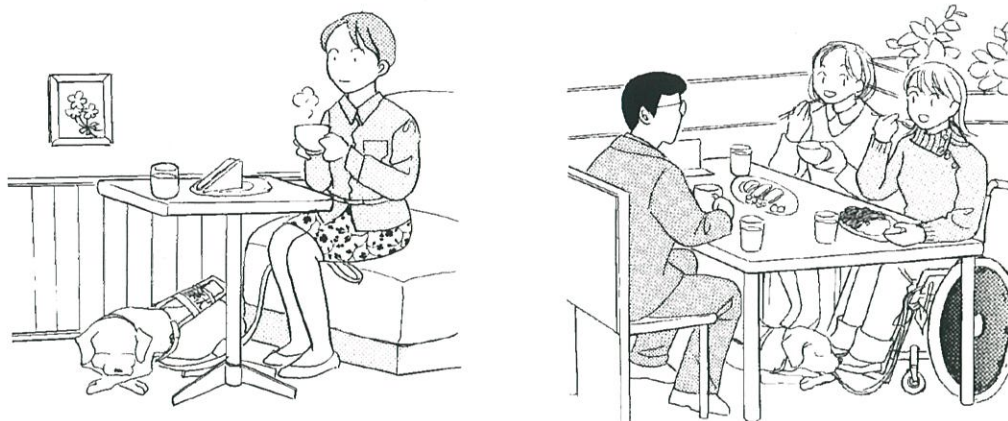
<先に入店している補助犬使用者の隣の席に、お客様をご案内するとき>

ご案内するときに「お隣に盲導犬（聴導犬・介助犬）をご同伴のお客様がお座りのお席ですが、よろしいでしょうか？」と確認して、お客様の意向を尋ねます。

■補助犬使用者への対応

盲導犬使用者には、メニュー内容などの説明をしましょう。

使用者が食事している間、補助犬は使用者のテーブルや椅子の下で伏せるなどして静かにしています。ほかのお客様が、使用者の許可なく補助犬に水や食事などを与えないように注意を払いましょう。



食事中は使用者の足下などでおとなしく休んでいます。

※食品衛生法と補助犬

お客様のなかには「保健所の指導や食品衛生法で、動物は同伴できないはずだ」と苦情をおっしゃる方もいるかもしれません。しかし、食品衛生法上で動物が同伴できないのは調理場です。飲食店のテーブルに着席することや生鮮食品売り場などに補助犬同伴をしないようにという保健所の指導はありません（逆に保健所は補助犬法が適切に運用されるために同伴を受け入れるように指導をする立場となります）。

(2) 商店（百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・個人商店など）

視覚障害者、肢体不自由者は買い物に援助が必要な場合もあります。しかし、ずっと店員に付き添われては、気が休まらず居心地が悪くなってしまいます。

入店時に「お手伝いいたしましょうか？」と声をかけ、補助犬使用者が必要とするサポートを行うようにします。補助犬同伴に関するその店のシステム、意向などがあれば、情報を使用者にきちんと伝えます。

■ほかのお客様への対応

7. トラブルとその対処 21ページの「ほかのお客様とのトラブルを防ぐために」の項を参考にしてください。

■介助犬とお買い物

介助犬の場合、買い物の介助として「商品を口にくわえる」という動作もできます。しかし、商品をくわえることに抵抗を感じる職員やお客様が多いことも事実です。介助犬の買い物介助については事業者で判断し、使用者の方にきちんと説明するようにしましょう。

<対応例>介助犬による買い物介助を控えていただく場合

「申しわけありませんが、当店では商品を取っていただく際には、スタッフがお手伝いさせていただいております。お近くのスタッフに遠慮なくお申しつけください」

■通路の狭い食料品売り場での対応

通路の狭い店舗では補助犬が商品である食品に触れる可能性があるため、スタッフが補助犬使用者から購入されたい商品を確認し、代わりに取ってきて差し上げるのも一案です。

(3) 宿泊施設

基本的に、宿泊に必要な犬のフード、水入れ、エサ用の食器、ペットシート、マット等の宿泊セットは補助犬使用者自身で用意しています。宿泊施設側が補助犬のために特別な設備や場所を準備する必要はありませんが、ご予約の際に、何か施設側で用意しておくものがあるかどうか、使用者に尋ねましょう。また、補助犬同伴に関する利用システムなども事前に伝えるようにします。

■チェックイン

基本的な施設の説明などについては、一般のお客様の場合とまったく同様です。

補助犬を同伴できない場所（たとえば大浴場など）があれば、施設側の意向とその理由をきちんと伝えます。また、補助犬の排泄場所についても、使用者の方に提案しましょう（排泄に適した場所については、5. 補助犬使用者への対応 12ページ「排泄場所への誘導」の項を参照）。施設の敷地内に排泄場所を用意するのが望ましいのですが、施設内に排泄できるような場所がない場合は、近くの公園や植え込み、土、草等がある場所へご案内します。

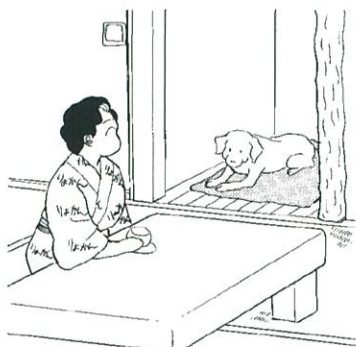
■室内での対応

補助犬がベッドや布団で使用者と一緒に就寝したり、室内で走り回ったりすることはありません。基本的に使用者が適当と思う場所に、持参したマットなどを敷き、補助犬にそこで待機するように指示します。

客室が靴を脱いで畳に上がる和室の場合は、犬を畳に上げてよいかどうかを伝えます。畳の上に犬を上げることに抵抗があるようならば、和室の上がり口のところなどの畳ではないところを補助犬の待機場所にしていただくよう提案します。

車椅子や犬の足も拭いてから上がることが必要であれば、その旨もきちんと説明します。

和室の場合

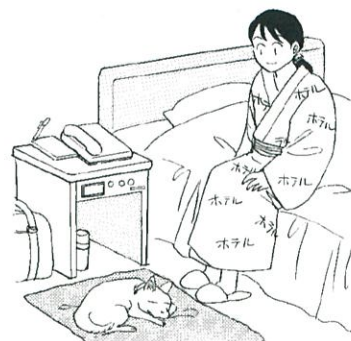


部屋の上がり口の板の間のところなどに
マットなどを敷いて休ませます。



畳の上にマットなどを敷いて
休ませます。

洋室の場合



マットなどを敷き、使用者に指示
された場所で休めます。

(4) 温泉・銭湯

大浴場への補助犬の同伴はかなり難しいと思われます。

宿泊施設にある大浴場の場合は、補助犬は客室に待機させることができます。

クアハウスや銭湯の場合、待機させる場所がなければ同伴者に預ける方法もあります。同伴者がいない場合の補助犬の対応については、施設側の意向を伝え、対策を提案するのが望ましいでしょう。しかし、最終的な判断は管理責任者である使用者自身に任せます。

基本的に、施設側は補助犬を預かる法的な義務はありません。もし、使用者が預かりを希望し、それ応じて施設側で預かりが可能な場合は、待機の場所や状況をきちんと説明します。補助犬の管理責任者である使用者の目の届かないところでは、施設側でも責任が取れないことも伝え、最終的には使用者に判断を仰ぎましょう。

<対応例> 入浴中、補助犬を預かってほしいと依頼された場合

使用者「大浴場に入りたいのですが、少しの間、補助犬をフロントで預かっていただけますか？」

施設側「私どもも目を離すこともあるかもしれないので、

すべての責任はもてませんがそれでもよろしければお預かりいたします。待機場所はフロントデスクの脇になりますがよろしいですか」

(5) レジャー施設

施設内の移動、レストランやショップのご利用については、(1) 飲食店や (2) 商店での対応に準じます。

広い施設内で補助犬使用者が迷うことがないように、補助犬の排泄場所や障害者対応トイレの場所などの情報は、あらかじめきちんとご案内しましょう。また、乗車規定があって補助犬を同伴できない乗り物、着ぐるみのいる場所、暗闇、ライト、音響、花火、揺れ、振動など、補助犬にとって大きな刺激となるアトラクション^{*}などの情報は事前に伝えます。

■使用者が乗り物に乗っているとき

乗車規定のあるアトラクションは、規定が満たない方と同様、安全運行上、補助犬は同伴できません。補助犬と離れるときはどうするのか、使用者の意向を尋ねます。補助犬をひとりで待機させたり、施設側での預かりを望まれた



アトラクションなどの予定は、
事前に使用者に伝えます。

りした場合、場所や状況をきちんと説明し、使用者の目の届かないところでは施設側としても責任を取りきれないということを伝えたいので、最終的には使用者に判断を仰ぎましょう。

<対応例>乗車中、補助犬を預かってほしいと依頼された場合

使用者「彼女と一緒にジェットコースターに乗りたいんだけど、介助犬を預かってくれるところはありますか？」

職員「はい。受付でお預かりできなくはないのですが、受付の者もその場を離れることがございますので、こちらで責任持ってお預かりするということは原則的に遠慮させていただいております。その点をあらかじめご了承くださいましたら結構ですが……」

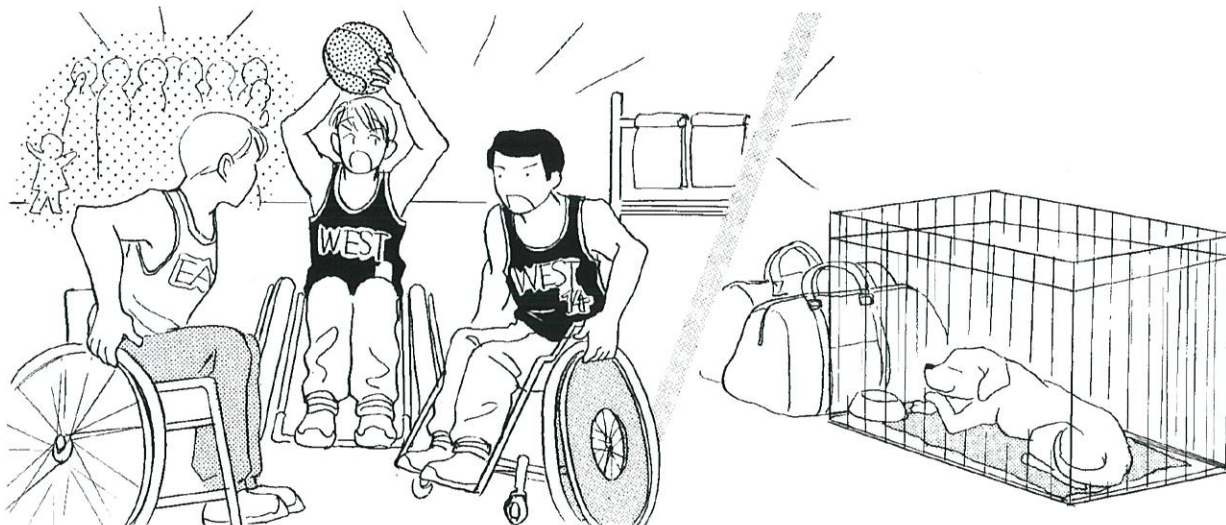
使用者「わかりました。それでは、補助犬に何かあっては困るので彼女と二人で乗るのはあきらめて一人ずつ乗ることにします」

※刺激のあるアトラクション

犬は人間の3歳児くらいと同じような反応をします。つまり、暗闇、大きな音響や突然ボールや紙テープが飛んでくる、花火などの大きな音と光などに驚いたり怖がったりすることもあります。急な刺激に対しても、使用者が犬を落ち着かせることができれば問題はありません。これらの刺激に対して自分の犬を管理できるか、その刺激にさらされる場所に同伴するかどうかは使用者自身の判断になります。

(6) スポーツ施設

補助犬使用者がその施設でスポーツをする場合、補助犬と一緒にスポーツはできないので待機場所が必要になります。補助犬をどうするのかは使用者に尋ね、施設側の意向も伝えます。施設に待機場所があれば、すみやかにご案内します。待機場所にはクレート（犬舎）があれば安心です。ボールなどが飛んでくる危険がなく、不特定多数の人の目に触れるようなことのない場所を用意しましょう。



静かに休める安全な場所を提供します。

(7) 動物園・水族館

レジャー施設と同様に、施設が広い場合は、入園時に補助犬の排泄場所や障害者対応トイレの場所についてご案内します。

補助犬同伴で近寄ってはいけない展示動物は特別にはないと思われませんが、サル類や鳥類は犬に対して興奮する傾向があります。もしも展示動物が異常に興奮するようなことがあれば、使用者の方に補助犬を遠ざけるように伝えましょう。盲導犬使用者が、展示動物の興奮や異常反応に気がついていない場合には、状況を説明して補助犬を遠ざけるよう誘導してください。

ふれあい動物園などでは、補助犬同伴により展示動物と犬が直接接触することになり、感染管理上の配慮が必要となります。これについて、動物園側として「犬と展示動物との直接の接触は避ける」とするのか「使用者の判断で直接接触することもかまわない」とするのかの判断をしておく必要があります。

感染管理上、犬との直接接触は避けたい、という場合には使用者だけがふれあい動物園に入場することとなります。補助犬と離れるときはどうするのか、使用者の意向を尋ねます。補助犬をひとりで待機させたり、施設側での預かりを望まれたりした場合、場所や状況をきちんと説明し、使用者の目の届かないところでは施設側としても責任を取りきれないということを伝えたくて、最終的には使用者に判断を仰ぎましょう。

(8) 映画館・劇場

補助犬は鑑賞中、椅子の下でおとなしく寝ていますので、特別の配慮は何も必要ありません。

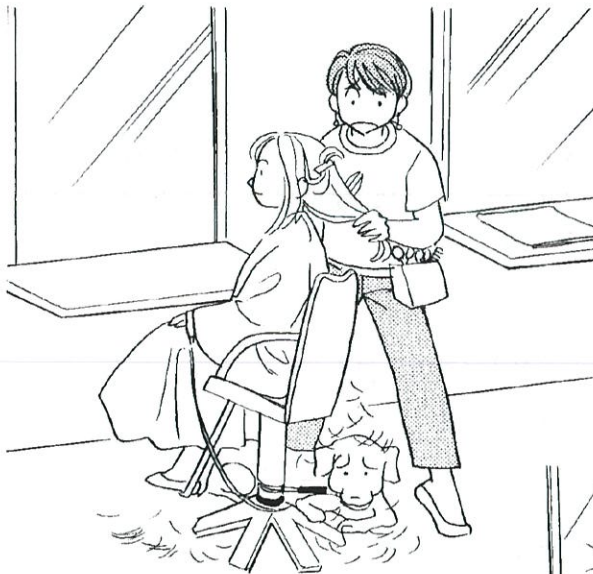
基本的に開演前に補助犬の排泄はすませている場合がほとんどですが、上映（上演）時間が長い場合は、入場時に補助犬の排泄場所や障害者対応トイレの場所についてご案内します。退場時は、多くのお客様が一度に移動されるので、通常の障害者への対応と同様に、いちばん最初かいちばん最後にご案内するようにします。

レストランと同様に、着席する前に隣のお客様のご意向を尋ねておくことでトラブルを避けられます。ご案内する場合は、隣のお客様に「盲導犬（聴導犬・介助犬）使用者の方がお隣に来られますがよろしいでしょうか？」と声をかけましょう。着席している補助犬使用者のお隣に他のお客様をご案内する場合も同様に、案内する前に「お隣に盲導犬（聴導犬・介助犬）使用者の方がご着席ですがよろしいでしょうか？」と声をかけます。案内がなく既に着席された後で、席を替わることがあれば「補助犬法に基づいた受け入れをしており、迷惑をかけないよう訓練も健康管理も受けているので安心であること」を説明し、それでも席の変更を申し出られる場合には、どなたかご了解いただけるほかのお客様との座席の変更をしていただくか、空いているほかの席に誘導をします。

車椅子席を設けている施設も増えています。車椅子使用の介助犬使用者は、車椅子席にご案内しますが、まわりの席に犬アレルギーの方がいらっしゃるかを確認し、お申し出があった場合はその方をほかの席にご案内します。

(9) 美容院・理容室

補助犬が足下で待機すると、移動しながら作業するのに支障が生じたり、補助犬が切った髪の毛まみれになってしまうので、足下ではなく使用者の目の届く範囲の場所、待合い場所などに待機させることが望ましいでしょう。ただし、待合場所で待機する場合は不特定多数の方と接することになるので、ほかのお客様にもきちんと説明する必要があります。また、受付カウンターの下などを待機場所にしてもよいでしょう。どのような場所で待機させるのがよいかは、使用者に尋ねてください。



足下ではなく、適切な待機場所を提供しましょう。



補助犬受け入れ 取り組みの実際

商店

株式会社高島屋百貨店の場合

補助犬使用者との接客方法の基本を徹底

高島屋に求められておりますのは、盲導犬・聴導犬・介助犬使用者の皆様はもちろんのこと、ご来店いただきましたお客様皆様と同じ環境の中でお買物を楽しんでいただくことだと思います。そのため、身体障害者補助犬が当たり前に入店できる環境を整備するにはどうしたら良いか、従業員と相互に確認しましたのが、「ペットとの区別」、「衛生上の納得性」そして「接客方法」でした。

特に、接客方法の中では「盲導犬は視覚障害のある方の『目』、聴導犬は聴覚障害のある方の『耳』、介助犬は肢体不自由のある方の『手・足』」ですから、いつでもどこでもご一緒にお買物ができる」と「コミュニケーションは補助犬使用者ご本人と行う」ことの2点は基本として身につけるよう訓練しております。

以前、聴導犬をご使用のお客様から「ほかのお客様から犬を同伴していることを指摘された時、従業員の方から聴導犬であることを説明していただき大変助かりました」とのお褒めをいただいたことがあります。これは対応した側にとりまして何より励みになりました。今後は基本接客教育に折り込んでいきたいと思っております。そして、最後に行き着くことができるならば「入店できます」と書かれた表示を外せるぐらい「当たり前」の状況を皆様と一緒に目指していけないものかと微力ながら考えております。

(株式会社高島屋百貨店事業本部営業企画部 中野奈津美)

宿泊施設

京王プラザホテルの場合

補助犬使用者に「より安全に／快適に」過ごしていただくサービスを

京王プラザホテルと補助犬の関わり合いは、1988年のリハビリテーション世界会議をきっかけに盲導犬全館受け入れに踏み切ったときから始まりました。補助犬はその使用者にとって、目であり、手足であり、耳でもあります。それらを施設の都合で使用者から切り離すことはホテルとしてはできないという考えからでした。

身体障害者補助犬法が施行され、施設としてもほかのお客様に気兼ねすることなく補助犬を受け入れられるようになったことは大変心強く、喜ばしいことだと思っています。また、「補助犬同伴可」だけでなく、補助犬の使用者が「より安全に」「より快適に」過ごせるかに重点をおき、より充実したより良いサービスが問われる時だとも思っております。

私どもは『樹林』というカフェの木立に囲まれた一角に補助犬用のトイレの場所を設定し、ごみ箱を設置しました。また、宿泊のお客様のために、お部屋にはエサ用のボールとマットを用意し、補助犬使用者の負担を少しでも軽くするよう心がけております。

これからも増えつつある補助犬を使用しているお客様に喜んでいただける、親しみをもっていたいただけるホテルであり続けたいと思っております。

(株式会社京王プラザホテル宿泊部副部長(兼)宿泊予約支配人 中村孝夫)



補助犬受け入れ 取り組みの実際

レジャー施設

東京ディズニーリゾートの場合

“認定証の提示”を入園ガイドラインとして策定

2003年10月より、身体障害者補助犬法案が全面施行となり、東京ディズニーランド・東京ディズニーシー（以下パーク）においても、すべてのゲストが楽しんでいただけるよう、再度受け入れ体制およびパーク内における対応について再確認を実施しました。

2002年の10月から国等が管理する施設、公共交通機関等において同補助犬の受け入れが開始された時点で、パーク内へのユーザーとの同伴について“認定証”の提示を入園のガイドラインと策定し、運用を開始しています。約1年間で補助犬は10頭余り来園しましたが、特に大きな問題は生じていません。盲導犬にくらべて、介助犬・聴導犬の認知度が低いためか、認定証を所持しないペットを補助犬と称して入園を希望した事例も発生しましたが、ガイドラインによって「認定証の表示」が明確化されていたため、幸い大きなトラブルには発展しませんでした。

今後、多くのゲストに来園していただき、さらに補助犬のユーザーおよび一般のゲストが素晴らしい1日を過ごしていただけるよう、補助犬の情報を収集しながら運営に活かしていきたいと考えております。

（東京ディズニーリゾート）



東京ディズニーリゾートオリジナルの補助犬受け入れサイン

7. トラブルとその対処

(1) ほかのお客様とのトラブルを防ぐために

ほかのお客様と補助犬同伴者のトラブルを避けるためには、補助犬についてしっかり説明することが何より大切です。また、ほかのお客様が補助犬同伴者に直接苦情を言い、お互いに不愉快な思いをすることのないよう、施設従業員が間に入って説明をすることが望ましいでしょう。

<お客様への対応例>

お客様「なんで店のなかに犬がいるの？ 入店禁止じゃないの？」

スタッフ「この犬はふつうのペットではなく、介助犬（盲導犬・聴導犬）という身体障害者の方の手助けをする身体障害者補助犬です。補助犬同伴でのご入店（入館）は、身体障害者補助犬法という法律に則ってご案内しています。どうぞご理解いただけますよう、お願いいたします」

お客様「犬って吠えたり、噛んだりするからいやなのよ。本当に大丈夫？」

スタッフ「補助犬は使用者の方が責任をもって管理しています。また、公の場所でも迷惑をかけることのないようしっかりと訓練を受けていますし、健康管理も徹底していますので、ご安心ください」

お客様「まあ、とってもかわいい犬。頭を撫でてあげようかしら」

スタッフ「申しわけございませんが、ただいま、この補助犬は仕事中でございます。仕事に集中できるようにあたたかく見守っていただけますよう、お願いいたします」

お客様「私、犬が苦手なの。アレルギー^{*}もあるし困るわ」

スタッフ「補助犬と接近することが心配など、不安や何か気になることがございましたら、スタッフに遠慮無くお申し出ください。双方が不快な思いをしないよう、場所を変えてご案内いたします」

※犬アレルギー

犬アレルギーの原因は犬のフケと唾液と言われていています。補助犬は十分な衛生管理されているので、これまで、航空機を含めて、補助犬の受け入れによりアレルギー事故が発生した事例の報告はありません。また、使用者も補助犬にコートなどの胴着を着せ、抜け毛対策に努めている場合もあります。しかし、犬アレルギーをもつ人にとっては、犬が清潔か否かの問題ではなく、犬の存在自体が精神的に大きな負担となることが考えられます。また現実には犬が清潔であったとしても、個人によってはアレルギー発作の原因となるなどの事態も想定されます。アレルギーの有無は見た目では確認できませんが、アレルギーを申告されるお客様には施設側も配慮する必要があります。犬アレルギーのお客様が補助犬に出会ったら、アレルギーがある方にご自分から犬を避けていただくか、スタッフが間に入って、一時的にどちらかに別の場所に移動していただくようお願いいたします。

(2) もしも、補助犬による迷惑行為等があったら

補助犬の衛生や行動の管理責任者は使用者本人です。補助犬がぐさい／汚い／毛が大量に抜けている／座っている場所が邪魔になる／みだりに鼻をついたりなめたりしている／落ち着きがなくて邪魔になる／激しく吠えるなど、万が一、犬による迷惑行為があった場合は、使用者にはっきりとそのことを告げてください。営業に支障を来すほど甚だしい場合はご本人に理由を告げた上で、補助犬法に則って「やむをえない場合」として同伴を断ることもできます。

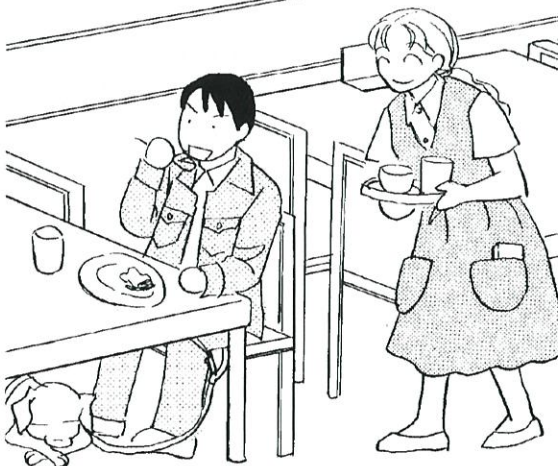
しかし、もし迷惑行為があったとしても、それは使用者個別の責任なので、補助犬使用者全体の判断にはつなげないでください。

※盲導犬使用者の場合は、状況がわからずに盲導犬を不適切な場所に伏せさせてしまっている場合があります。そのことを使用者に説明して、適切な場所へ誘導します。聴導犬が吠えているのに聴導犬使用者が気がついていない場合は、本人に伝えましょう。

■雨の日の補助犬

雨の日は、どうしてもしずくが犬の身体についてしまいます。使用者は、「ブルブル」(犬が身体を震わせてしずくをはらう動作)の指示を出して、なるべく迷惑がないところであらかじめ補助犬に身震いをさせるよう努力しています。

それでも、補助犬が身震いしてしまうことは考えられます。周囲の迷惑も顧みずに、犬の身体についたしずくが飛び散ったり、施設内を汚したりするのは使用者のマナーの問題ですので、使用者に直接伝えましょう。「犬についた雨のしずくがほかのお客様にご迷惑をおかけしているようです。商品についてしまうのも困りますので、こちらで犬の体を乾いたタオルで拭いていただけますか?」「犬の体をタオルで拭くお手伝いをいたしましょうか?」などと声をかけて、ホールや階段の踊り場など、ほかのお客様の迷惑にならないところにご案内します。タオルは基本的には使用者が携帯していますが、貸し出しできる場合はそのことを伝えて必要かどうかを確認します。



使用者が気づいていないときは
直接本人に伝えます。

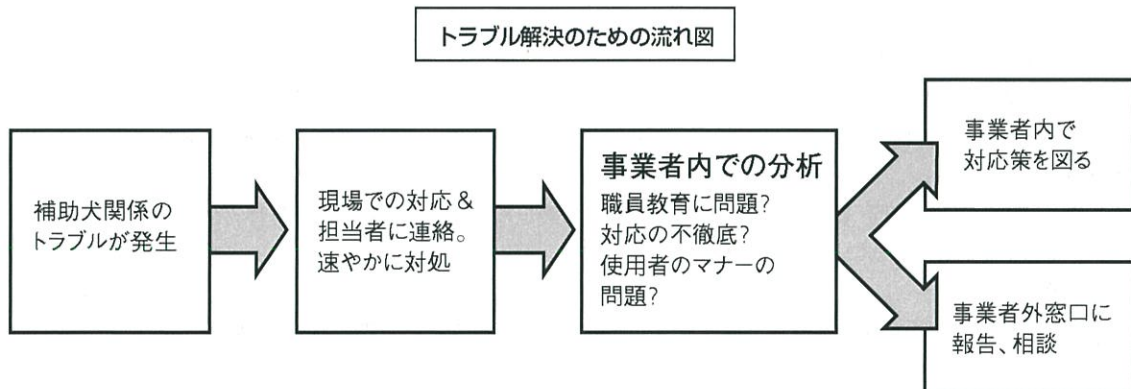
(3) トラブルの相談窓口

もしも、補助犬を受け入れたことでトラブルが発生した場合は、その原因が何であったかを適切に分析し、すみやかに対処しなければなりません。また、今後のためにも、トラブルはそのままにしないで、きちんと報告し、検討を重ねて解決を図ることが求められます。だれがどこに報告するか、あらかじめ内部連絡の流れ図を用意しておくことが望ましいでしょう。

トラブルの報告は、正しく補助犬が啓発され周知されていくためにも大変重要な問題です。

補助犬受け入れの際に起こったトラブルの報告や相談窓口は、下記の通りです。

- * 各都道府県・政令市の障害福祉担当課
 - * その補助犬を認定した指定法人、または訓練事業者
 - * 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室／TEL03-3595-2097
 - * 日本介助犬アカデミー／TEL0422-76-2544 E-MAIL：info@jsdra.jp
- または介助犬・補助犬110番（介助犬・補助犬トラブル等専用窓口） E-MAIL：110@jsdra.jp



8. 資料

<資料1> 補助犬の安全性

これまで補助犬が社会で同伴を受け入れられてこなかった背景として、やみくもに「犬は汚い」「感染があると困る」「吠える／噛みつく」と考えられて来た経緯があることは歪めません。犬は古くから人間社会の中でペットとして共に生活してきた動物であり、感染症についても管理対策や予防接種なども確立しています。また、感染源となる糞便や尿、唾液などとの接触がなければ感染の確率は低いといえます。補助犬は使用者の指示に従って排泄するように訓練されていますし、むやみにさまざまな場所を舐めたり唾液をたらしたりすることはありません。これまで、予防接種や健康管理及び行動管理を適切に行われた補助犬が、人の感染症の原因となった報告例はありません。

【感染症対策】

動物から人、人から動物へ感染する疾患を「人畜共通感染症」zoonosisとよびます。世界的には300種類を超える感染症があるといわれていますが、ほとんどの感染症が野生動物から感染するものです。犬からうつる可能性のある代表的な感染症は、狂犬病、イヌ糸状虫症、レプトスピラ症など。ほかにもサルモネラ菌やキャンピロバクターなどの食中毒起因菌、パストツレラ症、皮膚糸状菌症などがあります。しかし、これらは犬の適切な健康管理と衛生管理で予防できます。

【犬の健康管理】

■狂犬病予防注射と混合ワクチン

狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により年1回の接種が飼育者（管理者）に義務づけられています。また、それ以外にも補助犬は必ず混合ワクチン接種をしています。通常、補助犬使用者は8種以上のワクチンを接種しております。

■そのほかの予防

イヌ糸状虫症（フィラリア）の対策として、補助犬に予防薬を投薬しています。また、内部外部寄生虫について定期的に検査をし、必要に応じて駆虫をするなどの治療を行っています。

■定期健康診断

補助犬は、身体検査、糞便検査、尿検査、血液検査、血液生化学検査などの定期検診を年1回以上必ず受けることになっています。

【犬の衛生管理】

補助犬の使用者は日常の管理として、毎日のブラッシングと定期的なシャンプー（通常2週間に1回程度）を行っています。また、耳掃除や歯磨き、足の裏を拭くなどの手入れも日常の管理として行うことになっています。きちんと衛生管理が行われていれば、大量のフケや毛が一度に抜け落ちたり、不快なニオイがすることはありません。

【犬の行動管理】

犬の嫌われる行動は、「排泄」「吠える」「飛びつく」「においかぎ・なめる」、そして体を震わせる「ブルブル」などですが、補助犬はこれらの行動をみだりにしないように訓練されています。

身体障害者補助犬の健康管理と行動管理は使用者自身が行いますが、使用者がしっかりと行動管理をしていることが、身体障害者補助犬法に則った認定の条件となっています。

<資料2> 身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬法（法律第四十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 身体障害者補助犬の訓練（第三条—第五条）
- 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性（第六条）
- 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第七条—第十四条）
- 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等（第十五条—第二十条）
- 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等（第二十一条—第二十四条）
- 第七章 罰則（第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

- 2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者と呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第二章 身体障害者補助犬の訓練

（訓練事業者の義務）

第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を営む事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）

第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

（公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴）

第八条 公共交通事業者等（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）は、その管理する旅客施設（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等（車両、自動車、船舶及び航空機をいう。）を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用）

第十条 事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

（住宅における身体障害者補助犬の使用）

第十一条 住宅を管理する者（国等を除く。）は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

（身体障害者補助犬の表示等）

第十二条 この章に規定する施設等（住宅を除く。）の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（身体障害者補助犬の行動の管理）

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

（表示の制限）

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であつて、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

（法人の指定）

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定）

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であって当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

- 2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。
（改善命令）

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（指定の取消し等）

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
（報告の徴収等）

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（厚生労働省令への委任）

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

（身体障害者補助犬の取扱い）

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

（身体障害者補助犬の衛生の確保）

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（国民の協力）

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定（介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。）は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

最近における身体障害者の自立及び社会参加の進展に伴い、日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行う犬が果たす役割が重要になってきていることにかんがみ、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることにより、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

＜資料3＞ 同施行法

○厚生労働省令第百二十七号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第五条、第十二条、第十五条第一項及び第二十条並びに附則第三条の規定に基づき、身体障害者補助犬法施行規則を次のように定める。

平成十四年九月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

身体障害者補助犬法施行規則

（盲導犬の訓練基準）

第一条 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する訓練のうち盲導犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる歩行誘導訓練は、並行して行うことができる。

一 基礎訓練（視覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者であって盲導犬を使用しようとするもの（以下「盲導犬使用予定者」という。）がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。）

二 歩行誘導訓練（盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、道路の通行及び横断、階段の昇降、不特定かつ多数の者が利用する施設等の利用等を安全に行うための歩行誘導を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。）

三 合同訓練（盲導犬使用予定者が盲導犬とするための訓練を受けている犬（ハからホまで及び次項において「訓練犬」という。）に指示をして、基本動作及び歩行誘導を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。）

イ 盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練

ロ 盲導犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練

ハ 盲導犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導

ニ 盲導犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理に関する指導

ホ 盲導犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する施設等に同伴する訓練

2 前項第二号に掲げる歩行誘導訓練については、盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、盲導犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。

3 盲導犬訓練事業者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業を行う者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ福祉サービスを提供する者その他の関係者（以下「福祉サービスを提供する者等」という。）の協力を得なければならない。

4 盲導犬訓練事業者は、育成した盲導犬の健康状態並びに基本動作及び歩行誘導の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

（介助犬の訓練基準）

第二条 法第三条第一項に規定する訓練のうち介助犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる介助動作訓練は、並行して行うことができる。

一 基礎訓練（肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者であって介助犬を使用しようとするもの（以下「介助犬使用予定者」という。）がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。）

二 介助動作訓練（介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う介助動作を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。）

三 合同訓練（介助犬使用予定者が介助犬とするための訓練を受けている犬（ハからホまで及び次項において「訓練犬」と

いう。)に指示をして、基本動作及び介助動作を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。)

- イ 介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練
- ロ 介助犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練
- ハ 介助犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導
- ニ 介助犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理に関する指導
- ホ 介助犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する施設等に同伴する訓練

2 前項第二号に掲げる介助動作訓練については、介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、介助犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。

3 介助犬訓練事業者（身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業を行う者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ身体障害者更生援護施設その他の福祉サービスを提供する者等の協力を得なければならない。

4 介助犬訓練事業者は、育成した介助犬の健康状態並びに基本動作及び介助動作の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

（聴導犬の訓練基準）

第三条 法第三条第一項に規定する訓練のうち聴導犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる聴導動作訓練は、並行して行うことができる。

一 基礎訓練（聴覚障害により日常生活に著しい支障のある身体障害者であって聴導犬を使用しようとするもの（以下「聴導犬使用予定者」という。）がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。)

二 聴導動作訓練（聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う聴導動作を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。)

三 合同訓練（聴導犬使用予定者が聴導犬とするための訓練を受けている犬（ハからホまで及び次項において「訓練犬」という。）に指示をして、基本動作及び聴導動作を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。)

- イ 聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練
- ロ 聴導犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練
- ハ 聴導犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導
- ニ 聴導犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理に関する指導
- ホ 聴導犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する施設等に同伴する訓練

2 前項第二号に掲げる聴導動作訓練は、聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、聴導犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。

3 聴導犬訓練事業者（身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する聴導犬訓練事業を行う者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ手話通訳者その他の福祉サービスを提供する者等の協力を得なければならない。

4 聴導犬訓練事業者は、育成した聴導犬の健康状態並びに基本動作及び聴導動作の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

（身体障害者補助犬の表示）

第四条 法第十二条第一項の規定による表示は、様式第一号により身体障害者補助犬の胴体に見やすいように行わなければならない。

（法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類）

第五条 法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に

関する次に掲げる事項を記載した書類（以下「身体障害者補助犬健康管理記録」という。）及び第九条第五項の規定により交付された身体障害者補助犬認定証その他身体障害者補助犬であることを証明する書類とする。

一 身体障害者補助犬の予防接種及び検診の実施に関する記録（予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署名又は記名押印がなければならない。）

二 前号に掲げるもののほか、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する記録
（指定の申請手続）

第六条 法第十五条第一項の規定による指定を受けようとする者は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

二 事業計画書、収支予算書、財産目録及び貸借対照表

三 役員の名簿及び住所並びに略歴を記載した書類

四 身体障害者補助犬の訓練を目的とする法人にあっては、訓練を行う者の氏名及び訓練に関する実績を記載した書類

五 身体障害者補助犬の研究を目的とする法人にあっては、研究者の氏名及び研究に関する実績を記載した書類

六 法第十六条に規定する認定の業務（以下「認定業務」という。）の実施に関する規程

七 次条第五号に規定する審査委員会の運営に関する規程並びに委員の氏名及び略歴を記載した書類

八 次条第六号に規定する苦情の解決のための体制の概要

（指定の基準）

第七条 法第十五条第一項の規定による指定は、身体障害者補助犬（介助犬及び聴導犬に限る。以下同じ。）の種類ごとに、次に掲げる基準に適合している者について行う。

一 適正な法人運営がなされていること。

二 身体障害者補助犬の訓練の業務（第二条第一項第三号又は第三条第一項第三号に掲げる合同訓練のみを行うものを含む。）又は研究の業務を適正に行っていること。

三 認定業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

四 身体障害者補助犬の訓練の業務その他認定業務以外の業務を行うことにより認定業務が不公正になるおそれがないこと。

五 認定業務を適切かつ確実に行うために必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会が置かれていること。

六 苦情の解決のための体制が整備されていること。

（認定の申請手続）

第八条 法第十六条第一項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、様式第二号による申請書を法第十五条第二項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該申請に係る身体障害者補助犬とするために育成された犬（以下「育成犬」という。）を身体障害者補助犬として使用しようとする身体障害者（以下「当該申請に係る身体障害者」という。）に対し、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳の写し

二 当該申請に係る育成犬について避妊又は去勢の手術を行ったことを証明する書類

三 当該申請に係る育成犬の訓練について次に掲げる事項を記載した書類

イ 第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練の記録

ロ 第二条第二項又は第三条第二項に規定する訓練計画（当該訓練計画を作成した者及び作成に協力した者の署名又は記名押印がなければならない。）

ハ 介助犬に係る訓練にあっては、訓練を行った者及び医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者による訓練の総合的な評価

ニ 聴導犬に係る訓練にあっては、訓練を行った者及び医師、獣医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者による訓練の総合的な評価

ホ 当該申請に係る育成犬との適合状況についての当該申請に係る身体障害者の意見

（認定の方法等）

第九条 指定法人は、認定を行うに当たっては、当該申請に係る育成犬について第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練が適正に実施されていることを確認するため、書面による審査並びに当該申請に係る育成犬の基本動作についての実地の検証及び介助動作又は聴導動作についての実地の確認を行わなければならない。

2 介助犬に係る前項に規定する実地の検証及び実地の確認は、身体障害者補助犬の訓練を行う者（当該申請に係る育成犬の訓練を行った者を除く。）並びに医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会で行わなければならない。

3 聴導犬に係る第一項に規定する実地の検証及び実地の確認は、身体障害者補助犬の訓練を行う者（当該申請に係る育成犬の訓練を行った者を除く。）並びに医師、獣医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会で行わなければならない。

4 第一項に規定する実地の検証及び実地の確認は、当該申請に係る身体障害者を同伴させ、屋内のほか、不特定かつ多数の者が利用する施設等においても行わなければならない。

5 指定法人は、認定を行ったときは、様式第一号により作成した表示、身体障害者補助犬健康管理記録及び様式第三号により作成した身体障害者補助犬認定証を当該申請に係る身体障害者に交付しなければならない。

6 指定法人は、認定を行ったときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 前項に規定する身体障害者補助犬認定証に記載した認定番号

二 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条に規定する登録番号

三 身体障害者補助犬の名前、性別及び犬種

四 身体障害者補助犬を使用する身体障害者の氏名、住所及び生年月日

五 身体障害者補助犬の訓練を行った事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

六 認定を行った年月日

（報告の徴収等）

第十条 指定法人は、認定を行った身体障害者補助犬の健康状態並びに基本動作及び介助動作又は聴導動作の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求めなければならない。

2 指定法人は、認定を行った身体障害者補助犬について、法第十六条第一項に規定する能力をあらためて検証する必要があると認めるときは、速やかに実地の検証を行わなければならない。

（認定の取消し）

第十一条 指定法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消さなければならない。

一 認定を行った身体障害者補助犬を使用する身体障害者から当該身体障害者補助犬の使用中止の報告があったとき。

二 前条第二項の規定による実地の検証を行った結果、認定を行った身体障害者補助犬が法第十六条第一項に規定する能力を欠くこととなったと認められるとき。

三 認定を行った身体障害者補助犬を使用する身体障害者の指示に従わず施設等又はこれらを利用する者に著しい損害を与えたときその他明らかに法第十六条第一項に規定する能力を欠くこととなったと認められるとき。

2 指定法人は、法第十六条第二項の規定による認定の取消しを行ったときは、第九条第五項の規定により交付した表示、身体障害者補助犬健康管理記録及び身体障害者補助犬認定証を返還させなければならない。

3 指定法人は、法第十六条第二項の規定による認定の取消しを行ったときは、第九条第六項第一号及び第二号に掲げる事項並びに認定の取消しを行った年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（厚生労働大臣への報告等）

第十二条 指定法人は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、当該事業年度経過後三月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 指定法人は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに第六条第二項各号（同項第二号を除く。）に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（廃止等の届出）

第十三条 指定法人は、認定業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を速やかに厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 廃止し、休止し、又は再開した年月日

二 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由

三 廃止し、又は休止した場合にあっては、当該指定法人が認定を行った身体障害者補助犬を現に使用している身体障害者に対する措置

四 休止した場合にあっては、その期間

2 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第十四条 法第十九条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十四年十月一日）から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(認定に関する経過措置)

第二条 平成十五年三月三十一日までの間、第七条第二号中「訓練の業務（第二条第一項第三号又は第三条第一項第三号に掲げる合同訓練のみを行うものを含む。）」とあるのは「訓練の業務」と、第八条第二項第三号イ中「第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練」とあるのは「訓練」と、同号ロ中「第二条第二項又は第三条第二項に規定する訓練計画」とあるのは「訓練計画」と、第九条第一項中「第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練」とあるのは「訓練」と読み替えるものとする。

2 平成十五年三月三十一日以前に身体障害者補助犬とするための訓練を開始した犬についての第八条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「第一号、第二号並びに第三号イ及びホ」とする。

(認定を受けていない犬を使用する場合の表示に関する経過措置)

第三条 法附則第三条の規定による表示は、様式第五号によるものとする。

2 法附則第三条の規定による表示を行おうとする身体障害者は、様式第六号により厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出を行った身体障害者に対し、届出を行った旨の証明書を交付するものとする。

4 法附則第三条の規定による表示を行う身体障害者は、当該表示を行う犬の衛生の確保のための健康管理に関する次に掲げる事項を記載した書類及び前項に規定する証明書を所持し、関係者の請求があるときは、これらを提示しなければならない。

一 当該表示を行う犬の予防接種及び検診の実施に関する記録（予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署名又は記名押印がなければならない。）

二 前号に掲げるもののほか、当該表示を行う犬の衛生の確保のための健康管理に関する記録

<資料4> 補助犬表示方法

様式第一号（第四条関係）

○ ○ 犬	
認定番号	
認定年月日	
犬種	
認定を行った指定法人の名称	
指定法人の住所及び連絡先	

備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。

この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をするにより容易に破損しないものとする。

「○○犬」には、盲導犬、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

盲導犬における「指定法人」とは、道路交通法施行令第八号第二項に指定する国家公安委員会が指定した法人をいう。

様式第五号（附則第三条関係）

（表面）

身体障害者補助犬法附則第三条に基づく表示	
○ ○ 犬	
有効期限：平成十六年九月三十日	
犬種	
訓練事業者名	
訓練事業者の住所及び連絡先	

（裏面）

（身体障害者補助犬法）（抜粋）

附則第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示することができる。

備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。

この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をするにより容易に破損しないものとする。

「○○犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

様式第三号（第九条関係）

（表面）

（裏面）

身体障害者補助犬認定証 (○○犬)	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 (認定犬) </div>	
使用者名 (性別) 生年月日 使用者の住所及び連絡先 犬の名前 (性別) 生年月日 犬種、毛色、毛質 狂犬病予防法に基づく登録番号 _____ _____ _____	認定番号 認定年月日 指定法人名 指定法人の代表者名 指定法人の住所及び連絡先 訓練事業者名 訓練事業者の代表者名 訓練事業者の住所及び連絡先 印

備考 この身体障害者補助犬認定証の大きさは、縦百二十ミリメートル、横百六十ミリメートルとする。写真の大きさは、縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルとする。この用紙は厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること。

「○○犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

9. おわりに

身体障害者補助犬使用者は、補助犬という手段を自立と社会参加のために選択し、犬の管理に全責任をもつことを選択した方々です。事業者はそのことを真摯に受け止め、障害者の社会参加を促進する立場で積極的な受け入れ促進の体制づくりを進めることが求められます。

身体障害者補助犬法が成立し、施行されたこれからが使用者にとって本当の社会参加の始まりです。補助犬の受け入れ体制は、一般国民の補助犬への理解にも左右されます。したがって、本マニュアルは2年後には再び委員会を結成して改正を行う予定です（身体障害者補助犬法は2005年に改正予定）。

事業者からの率直なご意見や受け入れ経験を踏まえた課題、疑問などについてお聞かせください。改正の際の貴重な資料とさせていただきます。

1日も早く、身体障害者補助犬法が全国民に知られる法律となり、補助犬使用者がどこへでも当たり前に出かけられる社会になることを祈念しております。

事業者における補助犬受け入れマニュアル作成委員会一同

事業者における補助犬受け入れマニュアル作成委員会 委員名簿

委員（敬称略・五十音順）

【補助犬使用者】

清水 和行	&	ティップ	全日本盲導犬使用者の会 会長
松本 江理	&	美 音	聴導犬使用者の会 タッチ 事務局長
木村 佳友	&	シンシア	日本介助犬使用者の会 事務局長
清水 れい子	&	シーナ	日本介助犬使用者の会 会員 トータルケア・アシスタントドッグセンター 代表
山口 亜紀彦	&	オリーブ	日本介助犬使用者の会 会員

【施設担当者】

中野 奈津美	(株) 高島屋百貨店事業本部営業企画部 営業企画担当課長
中村 孝夫	(株) 京王プラザホテル 宿泊部副部長 (兼) 宿泊予約支配人
野口 浩一	(株) オリエンタルランド 運営企画室 運営企画グループ シニアリーディングスタッフ

【訓練事業者】

中村 透	財団法人日本盲導犬協会訓練部長
水上 言	特定非営利活動法人介助犬協会 主任トレーナー
水越 みゆき	特定非営利活動法人聴導犬普及協会 主任トレーナー

【特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー】

理事長	高柳 哲也	奈良県立医科大学名誉教授・本郷眼科神経内科
副理事長	本好 茂一	日本獣医畜産大学獣医学部名誉教授
専務理事	高柳 友子	横浜市立大学医学部附属病院リハ科医師 東京医科歯科大学大学院国際環境寄生虫病学分野非常勤講師
常任理事	柴内 裕子	赤坂動物病院院長
〃	山崎 恵子	雄心会山崎病院嘱託動物介在療法コーディネーター
〃	山口 千津子	社団法人日本動物福祉協会獣医監査員
〃	鷺巢 月美	日本獣医畜産大学獣医学部獣医臨床病理学教室助教授
〃	高柳 泰世	本郷眼科院長・愛知視覚障害者援護促進協議会会長
事務局長	橋爪 智子	

【オブザーバー】

	厚生労働省障害保健福祉部企画課社会参加推進室
水越 美奈	国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所特別研究員

補助犬受け入れマニュアル <事業者編>
補助犬同伴のお客様への対応
盲導犬／聴導犬／介助犬

2003年12月発行

編集 ● 事業者における補助犬受け入れマニュアル作成委員会
発行所 ● 特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー
〒181-0031 東京都三鷹市下連雀3-34-2-403
電話 0422-76-2544 FAX0422-76-2765
E-MAIL : info@jsdra.jp

©JSDRA 2003

特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミーが発行するすべての印刷物の著作権は
日本介助犬アカデミーが所有します。無断で複製、転載することは固くお断りいたします。

JSDRA



この事業は、独立行政法人 福祉医療機構(高齢者・障害者福祉基金)の助成により行ったものです。